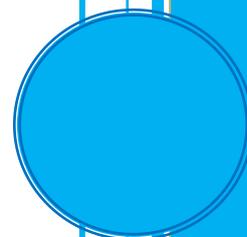


令和5年度 新富町長期総合計画 実施計画書

令和5年9月

新富町



～目 次～

第1節 暮らし・環境	3
Ⅰ. ライフラインの整備	3
Ⅱ. 暮らしの安全安心	5
Ⅲ. 基地周辺対策	9
Ⅳ. 生活環境	10
Ⅴ. 環境保全	12
第2節 健康・福祉	15
Ⅰ. 健康づくり	15
Ⅱ. 社会保障	17
Ⅲ. 高齢者福祉	19
Ⅳ. 社会福祉	22
Ⅴ. 子ども・子育て支援	24
Ⅵ. 権利擁護	27
第3節 教育・文化・人づくり	29
Ⅰ. 義務教育	29
Ⅱ. 青少年健全育成	31
Ⅲ. 生涯学習	32
Ⅳ. 文化芸術	32
Ⅴ. スポーツ	34
Ⅵ. 協働の推進	35
Ⅶ. 人権と多様性の尊重	35
第4節 産業・経済	39
Ⅰ. 農林水産業	39
Ⅱ. 商工業	42
Ⅲ. 雇用	44
Ⅳ. 観光	44
第5節 地方創生	47
Ⅰ. まちづくり	47
Ⅱ. ひとづくり	49
Ⅲ. しごとづくり	49
第6節 ビジョンを実行するための行政の取組	51
Ⅰ. 行財政運営	51

第1節 暮らし・環境

ビジョン

快適で安全安心な生活がおくれるまち

この分野では、日々の生活と直結することに関し、町民が常に快適で安全安心な生活がおくれるまちであるために、本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. ライフラインの整備

1- ライフラインの整備

《方向性》

日常生活をおくるうえで、交通機関や飲料水の供給は必要不可欠なものです。町民が快適な生活をおくるためには、交通機関の利便性を向上させることはとても重要なことであると考えます。

そのため、通勤・通学・通院・買い物等の移動がスムーズに行えるための道路整備、公共交通の利用環境を充実させるための取組を進めます。

また、行政機関において提供を行っている飲料水についても、災害時等のような状況下で安定した水の供給を行うため、常に愛的な維持改善に努めます。

(1) 幹線道路の整備

国道10号三納代地区事業推進について、国や関係機関に積極的に要望を行います。	都市建設課
県道44号宮崎高鍋線の整備に合わせた一ツ瀬橋の歩道設置を含めた橋りょうの架け替えについて、県への要望活動を継続して行います。	都市建設課
地場産業の発展と地域の活性化を図るため、東九州自動車道におけるスマートインターチェンジからつながる幹線道路の整備を促進します。	都市建設課
都市計画マスタープランに基づきながら都市計画道路について調査研究に努めていきたい	都市建設課

(2) 町道の整備

交通の利便性の向上や交通量増加に伴う対応のため、町道改良率69.6%を目標に、未改良道路及び排水路の整備率の向上を図ります。	都市建設課
BCP に向けた未改良区間の整理及び町道の長寿命化を促進するとともに交通の利便性向上及び輸送力の増強を目指します。	都市建設課
新富町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全性確保のため、計画的に橋梁点検を行います。	都市建設課
道路舗装の長寿命化や舗装の維持管理費のコスト削減を図るため、舗装個別施設計画の見直しを行います。	都市建設課
舗装個別施設計画に基づく計画点検を実施しながら優先順位を定めて保守保全に努めます。	都市建設課

幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。	都市建設課
定期的な道路パトロールにより修繕箇所の早期発見に努めるとともに適切な維持管理を図ります。また、関係団体との連携により道路異常通報制度の構築に向け調査研究を行います。	都市建設課

(3) 人にやさしい道路整備

道路の安全な利用を目指し、沿線環境に配慮した道路整備を図ります	都市建設課
国土交通省の「バリアフリー法に基づく基本方針における目標」を参考に、主要な生活関連道路のバリアフリー化に努めます。	都市建設課
熱中症の防止や天気を気にせず路線バスの乗降が快適に行えるよう、優先度が高い箇所を決定し、計画的にバス停留所の屋根設置に努めます。	都市建設課

(4) 公共交通の確保

平面交差化によるバリアフリー化の詳細設計を行います。 IC 改札機等の導入に向けても、引き続き JR 九州と協議していきます。	総務課
近隣市町村及び県と連携し、バスなど既存の地域公共交通機関の持続可能な運行が可能になるように民間交通事業者への運行費助成などの財政支援を継続していく。	総合政策課
町営公共交通の利便性向上に向けた、地域公共交通計画の策定に併せた町民アンケート調査等を実施するとともに、民間交通事業者等との連携を密にしていく。	総合政策課
他市町への通学・通勤・通院に合わせた町営公共交通と各種公共交通との接続を検討するとともに実現に向けて各市町村・県と協議していく。	総合政策課
利用者の声等を参考に、随時、乗合タクシーの停留所の増設や位置の見直しを行います。	総合政策課
乗合タクシーの運行については、随時予約状況等を把握しながら来年度の台数の適正化を検討していく。	総合政策課
幅広く広報手段について検討するとともに GTFS データなどの活用を行っていく。	総合政策課

(5) 水道事業の安定経営

町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団との統合について検討するため、県等と連携を密にとりながら、必要な作業や手順の確認を行っていきます。	水道課
有収向上のため、老朽化した配水管等の布設替えを計画的に行います。	水道課
配水系統毎の配水流量を分析し、必要に応じて現地調査を行い漏水の早期発見に努めます。	水道課
検針業務及び開閉栓業務の効率化と漏水の早期発見を目的に、一部にスマートメーターの導入を計画しています。導入後は、費用対効果と省力化について分析するための調査研究を行います。	水道課

<p>上新田地域、平伊倉地区、追分地区及び上日置地区に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り、安定した水道水の供給に努めます。</p>	農地管理課
<p>大和地区ほ場整備事業に関連し、塚原ため池(第1及び第2)の農業用ため池としての機能廃止に伴い、堤体を開渠し、排水路の整備を行います。大洲地区県営湛水防除負担金を支出し、大洲排水機場改修事業(令和4年度実施設計)を進めます。</p>	水道課
<p>大和地区県営土地改良事業負担金を支出し、大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事を進めます。新田西地区県営土地改良事業負担金を支出し、ほ場整備区域の外郭測量を進めるとともに、土地利用の最終意向調査を行います。”</p>	水道課

(6) 災害に強い上水道施設の整備

<p>大和ため池外7か所の劣化状況評価を行います。用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行います。 多面的機能支払交付金事業補助金を交付することによって、農用地等の地域資源の保安全管理を行う地域組織が行う共同作業等の支援を行います。</p>	水道課
<p>大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装(延長1,200m)を行います。未舗装農道の解消のため、地域からの要請により未舗装農道の整備を支援します。”</p>	水道課
<p>安定して水道水を供給できるよう予備水源の確保のため、平伊倉水源地の整備を行います。</p>	水道課
<p>国営一ツ瀬川土地改良事業で造成された農業水利施設の維持管理を支援するとともに、老朽化が著しい施設の改修等を行う更新事業にむけた受益者の同意取得事務を進めます。</p>	水道課
<p>災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。</p>	総務課 水道課

II. 暮らしの安全安心

1- 消防・救急

《方向性》

安心して生活をおくるためには、災害や急な病気に見舞われた時等の緊急時において、すぐに消防や救急隊が駆けつけてくれる環境は欠かせません。児湯5町が共同で設置している「東児湯消防組合」を軸に、消防・救急体制の維持充実を推進します。また、地域消防の主役である「新富町消防団」の団員確保に務めるとともに、団員が活動しやすい環境づくりにも努めます。

(1) 消防体制の充実

<p>関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。人員体制や消防装備について東児湯消防組合と協議していきます。</p>	総務課
<p>消防技術の向上のため、各種訓練に取り組みます。令和5年度中に消防6部機械倉庫の新築を行います。</p>	総務課
<p>消防団員確保・維持の為に、団員の負担軽減に取り組みます。</p>	総務課
<p>消防水利施設充実のため、防火水槽や消火栓などの修繕・新設の必要</p>	総務課

性を把握し、必要に応じて修繕・新設を行います。	
火災発生時において、火事発生情報を提供できるシステムとして防災行政無線、防災ラジオ、消防団員災害発生メールの運用を適切に行います。	総務課

(2) 救急体制の充実

高規格救急車の更新や救急救命士の確保などにより、迅速な救急活動に必要な体制づくりについて東児湯消防組合と協議していきます。	総務課
---	-----

2-防災

<<方向性>>
<p>町民の命を守るため、今日にも起こるかもしれないという意識を持ち、災害に備えて様々な整備や対策を行うことで、災害に強いまちづくりに取り組むことが重要であると考えます。</p> <p>万が一、避難が必要となった場合に備え、スムーズに避難でき、ストレスなく避難生活ができる体制づくりや事前準備を計画的に進めます。</p> <p>また、近年、予想し難い規模の甚大な災害が頻繁に発生しています。被害を最小限に抑える整備を行いつつ、予期せぬ災害が起こり得る可能性があるという意識啓発やその際に有効な行動をとるための情報提供を行います。</p>

(1) 防災体制の充実

地域防災計画の見直しを実施し、災害種類ごとの動員配備体制を新たに作成します。	総務課
備蓄食料更新計画をもとに、備蓄食料の充実を図ります。	総務課
自主防災組織結成地区に対し、防災倉庫の設置のための予算要求を行い、令和6年度設置に向けて取り組みます	総務課
新田コミュニティセンター敷地内に防災倉庫を設置し、防災資器材の保管場所を確保します。	総務課
浸水区域内の地区地域を対象とした避難訓練等を実施し、自助、共助による減災対策の啓発を行います。	総務課
自主防災組織と消防関係機関等と協力し、防災訓練を実施します。個別避難計画作成推進会議を組織し、個別避難計画の作成を推進します。	総務課
災害時において、迅速な応急対策・復旧ができるよう、国や県等と連携を密にし、情報共有体制の構築に向け協議を行います。	総務課
河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策を国や県等と連携して行います。	都市建設課
治山・治水対策の充実のため、急傾斜地及び河川の整備について、国や県への要望活動を継続して行います。	都市建設課
がけ崩れ等の危険箇所について、町民が町への情報提供しやすい体制づくりに取り組みます。	都市建設課
昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断に要した費用を補助し、診断により耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。	都市建設課

災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。	総務課 福祉課
高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を検討します。	総務課 福祉課
区長会等で組織づくりのための情報を提供します。また、自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。 地域における防災リーダーを育成するため、防災士養成研修の受講を推進し、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。	総務課
災害時における地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の防災機能の強化に努めます。	教育総務課
各学校で防災管理マニュアルを作成し、児童生徒への健康安全教育を実施します。	教育総務課
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び地域防災計画等を基に、津波避難対策の推進計画を作成し、迅速に避難ができる海岸部の津波避難施設整備を検討し、実施に向けた協議を行います。	総務課
国土強靱化地域計画に基づき、大規模な災害からの被害の最小化が図られるインフラ整備に努めます。	総務課 都市建設課

(2) 防災意識の啓発

地域と連携し防災訓練を行います。また、防災講話などを実施し防災意識の啓発を行います。	総務課
洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図るため、浸水区域内地域を対象とした防災講座を実施します。	総務課
気象台等の関係機関との連携を密に行い、情報共有体制を構築します。	総務課
防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、迅速な情報提供に努めます。また、防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。	総務課
防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。	総務課

3-防犯・交通安全・消費者行政

《方向性》

安心して生活するには、犯罪や事故が起きる可能性を最大限に排除することが必要です。そのために、犯罪や事故を未然に防ぐための対策や犯罪に遭わないための啓発活動に努めます。

また、近年、消費者トラブルに関する相談内容が多様化しているとともに、相談件数も増加傾向にあります。町民が消費者の1人として、トラブルに巻き込まれないための情報提供や啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

(1) 防犯対策

青色パトロール車による定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全確保に努めます。	総務課
--	-----

自主防犯活動団体への補助を行うことで、町民全体の自主防犯意識の向上を図ります。	総務課
包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、被害防止のための講話を行います。	総務課
防災ラジオ等の広報ツールを利用して、定期的に防犯情報の配信を行います。	総務課
防災ラジオ、メール配信サービス、町公式LINEを利用して、事件・事故等に関する情報を提供し、注意喚起を行います。	総務課
地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。	総務課
通学路及び人通りの少ない道路への防犯灯等の設置を推進します。	教育総務課
各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。	総務課 教育総務課

(2) 交通安全対策

包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、警察署と協力し交通安全講話を実施します。	総務課
自主防犯団体と協力し、児童生徒の下校時間に合わせて通学路を青色パトロール車で巡回します。	総務課
交通安全運動期間に合わせて、街頭指導や啓発活動等を実施します。	総務課
各団体と連携し、児童生徒の登校時間や下校時間の見守りを行います。	総務課
防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故多発箇所や危険箇所等に関する情報提供に努めます。	総務課
防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故防止のため反射材の利用を促進します。	総務課
地域住民からの要望をもとに、見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。	総務課
交通事故が多い場所を中心に、信号機や標識などの設置について警察署へ要望を行います。	総務課
交通ルールやマナー等の自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作成し、児童生徒へ配布を行います。	教育総務課
路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。	総務課 都市建設課
運転技術に不安のある高齢者による交通事故防止のため、免許証を返納した65歳以上の町民に対し、タクシー初乗り回数券15回分、コミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券100回分の支援を行います。	総合政策課

(3) 消費者の安全安心の確保

正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発・情報提供の充実を図ります。民法改正による成年年齢引き下げに伴う各消費者教育や啓発を推進します。	町民課
県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター、警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。	町民課

Ⅲ. 基地周辺対策

1- 基地周辺対策

《方向性》

航空自衛隊新田原基地のある本町で生活するうえで、基地に起因する様々な問題は常に避けることのできない課題です。国の安全保障の重要性は理解するものの、町民が快適で安全安心な生活をおくるためには、町民の安全確保はもちろんのこと、航空機騒音等に対する対策や基地の設置・運用による障害の防止と障害を緩和するための生活環境の整備について、国に強く求めていくとともに、町としても負担軽減に努めます。

(1) 騒音対策

騒音障害の軽減及び基地と住宅地の間に緑地帯等の緩衝地帯を形成するため、住宅防音工事や建物等の移転補償・土地の買い入れの対象区域拡大について、国に強く要望します。	基地対策課
令和4年4月から対象となった、第1種区域内の80W以上の区域に所在し、平成15年8月29日までに建設され、告示後住宅防音工事希望届が出された住宅に対する住宅防音工事が早期に着工できるよう国に強く要望します。また、75w以上で80w未満及び平成15年8月30日以降に建築された住宅に対しても、住宅防音工事の対象となるよう国に強く要望します。	基地対策課
住宅防音工事や防音建具・空調機の機能復旧工事における、待機世帯の早期解消と待機期間の短縮を図るよう、国に強く要望します。	基地対策課
航空機等から発生する騒音障害の実態を把握するため、騒音測定や離着陸状況を調査し、航空機等の騒音の軽減及び、対策の充実を国に強く要望します。	基地対策課
航空自衛隊新田原飛行場の運用により生ずる騒音が特に著しい地域に、テレビ受信料、空気調和機器電気料の一部を助成します。	基地対策課

(2) 障害防止対策

大和地区ほ場整備事業に伴い不可避受益区域の農業用水パイプライン工事を行います。また、整備事業に関連し、大和ため池(第1)を洪水対策調整池としての改修工事に伴い浚渫工事を行います。	農地管理課
---	-------

(3) 基地周辺生活環境の充実

在日米軍再編に伴う訓練移転等の訓練が行われる場合には、関係機関と連携して情報を収集し、町民の不安解消と安心安全の確保に努めます。	基地対策課
防衛省所管の基地周辺対策事業を積極的に活用し、道路・河川改修、公共施設整備等各種分野において生活環境の整備推進を図ります。	都市建設課

IV. 生活環境

1-土地利用

《方向性》

土地の利用にあたっては、自然環境の保全や生活環境の確保を図りつつ、自然的・社会的・経済的・文化的条件を勘案した、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。

(1) 土地利用

自治公民館の円滑な活動を支援します。各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります	総合政策課 都市建設課
国土利用計画法やその他の法令等に基づき、必要性や需要を総合的に判断し、適正な土地利用の指導に努めます。	都市建設課
新富町都市計画マスタープランに基づく用途地域の見直しを行いながら、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。	都市建設課
町内へ移転・新設を希望する企業に対し、適正な土地利用が図れるよう誘導に努めます。	総合政策課 産業振興課
三納代地区を中心に、騒音移転跡地の更なる活用を国に要望します。	総合政策課
企業誘致等での企業側の要望等を伺いながらあつせんを行うなかで、当初の目的を失った公共用地の活用を含めて検討していきます。	総合政策課
IoT・ビッグデータ等の先進技術を活用し、地域の課題や地域格差の解決を図るため、スマートシティの実現に向けた取組みを推進します。	総合政策課
生涯学習の小さな拠点を、需要と可能性の点から見直し、必要な管理運営を目指します。	生涯学習課

2-居住環境の整備

《方向性》

住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、住宅の確保に困っている低所得者に対し、安い賃金で住居を提供する公営住宅を整備することは行政の役割のひとつです。本町も約 500 戸の公営住宅を管理運営してきていますが、町内公営住宅の老朽化が進行し、耐用年数を迎える公営住宅が増えてきています。そのため、建替えや用途廃止等の検討を含めた、公営住宅の適正な管理と確保に努めます。あわせて、人にやさしい居住空間の整備も促進します。

また、近年、様々な事情により倒壊などの危険がある空家が増加してきています。本町においても、そのような危険性のある空家が増加傾向にあるため、周辺住民の生活環境保全のために様々な対策を進めます。

(1) 公営住宅の整備

新富町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な戸数管理と整備に努めます。	都市建設課
住民の生活安定と社会福祉の増進を図るため、公営住宅の需要に応じた供給と適正な管理・整備に努めます。	都市建設課 福祉課
小さな拠点づくりを軸とした高齢者専用公営住宅の建設について検討していきます。	都市建設課 福祉課

(2) 住環境対策

周辺の生活環境に影響を及ぼす悪影響の度合いや、建築物の劣化の状況に応じて、空家所有者に対し指導・助言を行います。	都市建設課
生活環境保全のため、管理不全空家の解消に努めます。	都市建設課
管理者不存在空家の解消に向けて、宮崎県司法書士会をはじめとする専門家との連携を密にすることで、空家にまつわる様々な問題に対応していきます。	都市建設課
相続財産管理人制度の活用により、管理者不存在空家の解消に向け取り組みます。	都市建設課
空家対策を行う上で必要である相続人調査を円滑に行うため、所有者調査管理システムの導入に向け調査研究を行います。	都市建設課

3ー公園・緑地の整備

＜方向性＞

町内には、13箇所都市公園と7箇所のいこいの広場があります。これらの公園や広場の利便性をはかるため、「新富町緑の基本計画」や「富田浜公園基本計画」等の各計画に基づき、整備を進めます。特にスポーツにおいて、様々な活用を図るための整備を積極的に進めます。

(1) 公園・緑地の整備

新富町緑の基本計画に基づいて、バランスのとれた総合的な公園緑地の整備を図ります。	都市建設課
町民ニーズの把握に努めるとともに、意見を踏まえた公園整備を推進していきます。	都市建設課
富田浜公園基本計画を考慮しながら、隣接する富田浜漕艇場、富田浜キャンプ場を合わせた一体的な整備を図ります。	都市建設課

4ー景観の整備

＜方向性＞

緑が多く、自然環境が豊かな本町を守るため、新富町景観条例や新富町景観計画に基づき、調和のとれた次世代にも誇れる景観づくりを推進します。

(1) 景観の整備

新富町景観計画に基づきながら、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持・形成に努めていきます。	都市建設課
自然環境、景観と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、災害の発生を防ぐ良好な生活環境・景観の保全に努めます。	都市建設課
道路景観に配慮した整備に努めます。	都市建設課
年間通じて農地の見回りなど農地利用最適化活動を活発化することにより農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。	農業委員会

5-火葬場施設・墓地

《方向性》

火葬場施設や墓地の適正な整備と運営を通して、命の尊さと家族の絆を大切にすまちづくりを進めます。

(1) 火葬場の運営

火葬場の運営管理を行うにあたり、周辺環境との調和に十分配慮します。	都市建設課
火葬場運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、新富町)と共に適正な維持管理に努めます。	都市建設課

(2) 墓地の管理

周辺環境に調和した墓地の適正な管理や整備に努めます。	都市建設課
墓地に関する相談に対応できるよう、県との連携を密にします。	都市建設課

V. 環境保全

1-ごみ処理・リサイクル

《方向性》

資源には限りがあり、持続可能な資源の活用を行っていくために、ごみの発生回避(リフューズ)、減量(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)を進めます。

また、ごみの不適切な処理は、環境問題にもつながります。あわせて、ごみの適正処理を図ります。

(1) 適正なごみ処理

宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、関係市町村(宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)との連携に努め、可燃ごみの適正処理を行います。	都市建設課
---	-------

運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)と共に適正な維持管理に努め、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設における「資源物」及び「不燃ごみ」の適正処理を行います。	都市建設課
環境配慮型のごみ袋の本格導入に向けて、小袋での利用実態等を把握しながら調査研究を努めていきます。	都市建設課
災害廃棄物処理計画の見直しや関係団体との連携協定締結により、災害廃棄物の処理が迅速に行えるよう体制の構築に努めます。	都市建設課
家庭から排出される剪定木の再資源化の実施と、企業との連携により再資源化に向けた調査研究を行います。	都市建設課
事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。	都市建設課
警察、保健所等との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。	都市建設課

(2) ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

まずは町が定めるリサイクル率15%を目標に調査研究を行ないながら、将来的なゼロウェイストシティ実現に努めます	都市建設課
循環社会形成のため、資源リサイクルの広報啓発に努めます。	都市建設課
使用済み紙おむつのリサイクルなど新たなリサイクル分野に向けての調査研究を行います。	都市建設課
新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱水汚泥)」の再資源化状況についての追跡調査を行います。	都市建設課

2-自然環境保全

《方向性》

地球温暖化や海洋の汚染、野生生物種の減少等環境に影響を及ぼす事態に係る、環境保全対策や脱炭素社会への対応に努めます。

また、アカウミガメの産卵地である本町が、今後もアカウミガメの産卵地であることを誇りとし続けられるよう、アカウミガメが戻ってこられる環境を保全するための意識の啓発にも努めます。

(1) 自然環境の保全

生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽の設置促進に努めます。	都市建設課
開発行為に関して、自然環境保護のために適切な監視・指導に努めてきます	都市建設課
水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。	産業振興課 都市建設課
県や野生動物研究会をはじめとする各ボランティア団体と連携し、海岸環境を守る取組みの推進を図ります。	都市建設課
脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギーの活用に向けて、施策検討をしていながら調査・研究に努めていきます。	都市建設課
関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に取り組みます。	都市建設課

(2) 環境保全意識の啓発

富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行います。	生涯学習課
アカウミガメや湯之宮座論梅など、町内にある天然記念物や自然環境を題材とした出前授業を行い、環境問題への意識向上を目指します。	生涯学習課
環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に向け調査研究を行います。	都市建設課
様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。	都市建設課
町内でのクリーンエネルギーの整備・活用に向けた調査研究に努めてきます	都市建設課

(3) 排水処理対策等の充実

大洲地区県営湛水防除負担金を支出し、大洲排水機場改修事業を進めます。	農地管理課
生活排水処理率70%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。	都市建設課
合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システムの導入について調査研究を行います。	都市建設課

数値目標

項目	R5目標値	担当課
◆国県道改良率(5.5m未満含む)	87.6%	都市建設課
◆町道改良率(5.5m未満含む)	69.7%	都市建設課
◆町営公共交通利用者数	8,765名	総合政策課
◆防災士資格取得者総数	100名	総務課
◆相続財産管理人申立て、略式代執行件数	2件	都市建設課
◆ごみリサイクル率	17.5%	都市建設課
◆アカウミガメ上陸回数	310回	生涯学習課
◆生活排水処理率	71%	都市建設課

第2節 健康・福祉

ビジョン

誰ひとり取り残されないまち

この分野では、医療や福祉サービスが、個人の権利として、必要な時に適切に受けることができる誰ひとり取り残されないまちであるために、本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. 健康づくり

1- 一体の健康づくり

《方向性》

町民の健康づくり・健康管理対策に関する重要度は高まっている傾向にあり、健康づくりや健康管理に関心が高まる施策を行うことで、町民の健康格差を縮小し、健康で長生きできる取組を行います。また、新型コロナウイルス感染症のように、突然流行する新規感染症の拡大や大規模災害発生により、日々の生活が180度変わってしまう事態が起こり得る可能性もあります。そうした事態に、適切に対応できる体制を確保整備するとともに、町民自ら健康維持増進する取組や病気の早期発見、生活習慣病予防等に関する取組を進めます。

(1) 健康管理体制の充実

母子保健の充実のため、妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産後健診の助成を行います。赤ちゃん訪問や生後6・7か月の乳児健診、離乳食教室を実施します。必要に応じて産後ケア事業やフォローアップ事業を実施します。	いきいき健康課
健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や保健指導・栄養指導等を行います。	いきいき健康課
健康への関心を高めるために生活習慣病の予防に重点を置き、保健相談や健康教育を行います。	いきいき健康課
健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。	いきいき健康課
健康への関心を高めるために生活習慣病の予防に重点を置き、保健相談や健康教育を行います。	いきいき健康課
健康に関心を持ち、健康の維持・管理ができるよう、国民健康保険加入の20代を「わかば健診」、30代を「みつば健診」として若い世代を対象とした健康診査を実施します。また、勤め先で健診受診の機会のない町内消防団に所属している方(社会保険加入者)を対象に「消防団健診」を実施します。	いきいき健康課
保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、はつらつ健康基金を活用して、次の①～③の方を対象にがん検診を無料で行います。 ①65歳以上の方	いきいき健康課

②31歳(子宮頸がんのみ)・41歳・51歳・61歳(肺がんCT及び前立腺がんは51歳、61歳)の方 ③40～64歳で特定健診を5か年(平成30年度～令和4年度)継続して受診している方	
地域の特性に応じた保健活動を行うため、健診結果や医療費等のデータを活用した分析を行います。	いきいき健康課
高齢者健康づくり対策のため、「すこやか高齢者健診」により、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の早期発見につなげることで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸につながるよう支援します。	いきいき健康課
40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の方を対象に、歯周病検診の費用を町が一部助成し、町内の歯科医院で検診を実施します。	いきいき健康課

(2) 町民の健康を守る取組の推進

上位計画である国の「第3次健康日本21」と合わせて、本年度R6年度からR18年度まで(12年間)の第2期新富町健康増進計画を策定します。	いきいき健康課
健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。	いきいき健康課
健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。	いきいき健康課
食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善に関する講話や調理実習を行い、全ライフステージにある人が、食を通じた健康づくりを実践できるよう支援します。	いきいき健康課
健診会場等で保健指導媒体の掲示やパンフレット等を配置し、健康意識向上のためのポピュレーションアプローチを行います。	いきいき健康課

(3) 感染症対策の推進

感染症予防のため、予防接種の助成を行い、乳幼児、児童・生徒、高齢者等が感染症に罹患することを予防するとともに、り患しても重篤にならないように推進を図ります。	いきいき健康課
感染症を予防する生活習慣や知識の普及のため、保健センターだよりを年6回発行します。また、新型コロナワクチン接種についても、保健センターだよりのHPにて適宜情報発信を行います。	いきいき健康課
感染症等の感染予防対策を各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策の充実を図ります。	いきいき健康課
結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払い、65歳以上の方を対象に結核検診を無料で実施します。	いきいき健康課

(4) 地域医療体制の整備

町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを図ります。	いきいき健康課
かかりつけ医を持つことを推奨し、県及び地域の医師会と連携しながら、適切な地域医療体制づくりを進めます。	いきいき健康課

2-こころの健康づくり

《方向性》

自分が自分らしく生活できる、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、「新富町自殺対策計画」に基づく自殺対策に取り組みます。

(1) こころの健康を守る取組の推進

生きることの包括的な支援のため、自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために「行動」「気づき」「つなぎ」「見守り」ができるよう広報啓発を行います。	いきいき健康課
こころの健康意識を高めるため、保健センターだより等による啓発を行い、相談や見守り体制づくりを進めます。	いきいき健康課
精神保健に関する理解促進のため、様々な機関と連携しながら、適正な医療につなげるように支援します。	いきいき健康課

(2) 自殺対策

自殺対策計画に基づき、計画的に様々な自殺対策に取り組みます。	いきいき健康課
地域や自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。	いきいき健康課
保健センターだより等を通じて、悩みを抱えた人々の周りの気づきに対する啓発を行います。	いきいき健康課
学校教育において、心身の健康に関する教育を推進し、児童生徒がSOSを出すことができる環境づくりを行います。	教育総務課

II. 社会保障

1-国民健康保険

《方向性》

被用者以外の方が、公正公平な状況で国民健康保険に加入でき、加入者が、病気やけが、出産や死亡時において必要な給付が安心して受けられるよう、国民健康保険制度の安定運営に取り組みます。

(1) 国民健康保険制度の安定運営

レセプト(診療報酬明細書)の国保連合会による一次点検に加え、レセプト点検員による二次点検を引き続き実施します。	いきいき健康課
ジェネリック医薬品の積極的な使用について広報を行うとともに、多受診・重複受診者への訪問指導を実施します。	いきいき健康課
特定健診未受診者及び生活習慣病のハイリスク者への受診勧奨を実施し、重症化予防を図ります。また、健診当日の保健指導を実施し、早期受療につなげるとともに、結果異常値放置にならないための体制づくりを図ります。	いきいき健康課
税負担の公平性の実現に向けて、法令に基づき徴収を行い、収納率96.7%以上を目標とし財源確保に努めます。	税務課

国民健康保険制度や財政状況に関する周知広報のため、国保だよりの発行を行うとともに、70歳到達者への説明会も行います。	いきいき健康課
公正公平な国民健康保険税の課税及び課税内容については懇切丁寧な説明に努めます。	税務課

2－後期高齢者医療制度

《方向性》

後期高齢者医療保険の加入者が、病気やけが等において必要な給付が安心して受けられるよう、宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、適正な事務の執行に努め、後期高齢者医療制度の安定運営に取り組みます。

(1) 後期高齢者医療制度の安定運営

新規加入者を対象とした説明会を毎月実施し、町民への制度内容の周知及び理解促進を図ります。また広報誌を通じて制度の趣旨普及を図ります。	いきいき健康課
個々の健康状態を分析し個別で受診案内をする等、積極的な受診勧奨を実施します。	いきいき健康課
後期高齢者医療制度の安定のため、99%超で推移している現年度後期高齢者医療保険料収納率を維持し、収納率100%を最終目標に財源の確保に努めます。	税務課

3－国民年金

《方向性》

国民年金制度は、高齢・障がい等により安定した収入を得られず生活できなくなるリスクに備えた社会保障制度です。ところが、近年、若年層を中心に国民年金制度の趣旨が十分に理解されないまま、未加入者や未納者が増加しつつあります。世帯の柱である人が事故や病気、高齢により収入を得られないと生計を維持するにも限界があります。そのためにも、関係機関と連携・協力を図り、町民の受給権を確保するとともに、制度の周知徹底に努めます。

(1) 国民年金制度の適正運営

若年層を中心に国民年金制度の趣旨理解と老後生活の安定と地域経済の基盤確保のため、広報誌等による年金制度の広報啓発を図るとともに、未加入者や未納者を減らしていくため、所管する年金事務所と協力連携して町民生活の維持向上に努めます。	町民課
加入者の受給権を確保するため、相談業務の充実を図ります。	町民課

Ⅲ. 高齢者福祉

1－高齢者福祉

＜方向性＞

今後、人口に対する高齢者の割合が増加していくことが予想されています。特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年度以降を見据え、「高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアの実現を目指しつつ、高齢者自らが健康づくりや介護予防に自主的かつ積極的に取り組むこと、そして生きがいのある自立した生活の実現に向けて、地域活動や就労、さらには生活支援サービスの新たな担い手として活躍する高齢者像の実現を推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域ケア推進会議等で地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム」推進体制の構築を目指します。	福祉課
地域包括ケアシステムを推進していくうえで、地域ケア個別会議や多職種連携会議で把握された地域課題と、地域住民による支え合い活動を通じて把握された地域課題について、課題解決方策について協議を行い、町の施策へつなげる仕組みを構築します。	福祉課
多様な通いの場を起点とした地域支え合い活動から把握された地域課題を協議する場として、生活支援コーディネーターを中心に居場所づくり事業や地区座談会を通じた地域の話し合いの場(第2層協議)の形成を推進します。	福祉課
住民に身近な圏域において、座談会等を開催することで他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行い、地域福祉を推進するために必要な環境の整備を図ります。	福祉課

(2) 介護予防・健康づくり

フレイル高齢者や事業対象者、要支援高齢者を対象に、リハビリテーション専門職等の関わりによる短期集中的なプログラムを心身の状態に合わせ実施することで、元気を取り戻し、社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援エコシステム」の構築を推進します。	福祉課
介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除、洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービスの提供を行います。	福祉課
介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の機能訓練や集いの場等の役割を兼ねるサービスの提供を行います。	福祉課
生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターや町民、高齢者福祉における関係機関等と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題を検討します。	福祉課
高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付(主体:地域包括支援センター)や支援等のサービスを提供し、住民主体の通いの場の充実や介護予防の推進を図ります。	福祉課

居場所づくりの支援について、引き続き周知活動や立ち上げに向けた生活支援コーディネーターと連携した地域づくりに取り組みます。	福祉課
国保データベース(KDB)システムから抽出した訪問健康支援対象者に対して、保健医療専門職による訪問健康支援を行い、必要に応じて医療機関への接続を行うことで、生活習慣病重症化予防を図ります。	福祉課
訪問健康支援対象者及び健診受診者のうち、フレイルの疑いがある高齢者に対して、必要に応じて地域包括支援センターや地域の通いの場、介護予防・生活支援サービスへの接続を図ります。	福祉課

(3) 高齢者の生きがいづくり・社会参加

既存の老人クラブの形にとらわれない、新たな活躍の場、創出の場となる老人クラブの形について検討を行うとともに、友愛活動を通して、新規加入につながる取り組みを行います。	福祉課
シルバー人材センターにおいて、その参画に柔軟に対応し、会員拡大の推進を行うとともに、新たな取組の検討をすることを促し、就労にとどまらない高齢者の活躍の場の創出を支援します。	福祉課
生活支援コーディネーターが中心となり、買い物支援、通いの場創出、移動支援等の地域課題を解決するための各種関係機関とのネットワーク基盤構築を図ります。	福祉課
居場所づくり事業やサロンでの座談会等の活動を通して、団体情報の提供や資源マップといった情報誌の作成に取り組み、社会資源の見える化を図ります。	福祉課
年間生涯学習講座を11講座開講します。また、「しんとみ発見学びフロンティア塾」や「いきいきキラリ塾」を開講し、学び続けられる環境の充実を図ります。	生涯学習課

(4) 高齢者にやさしいまちづくり

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人等が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。今年度は、定例の講座開催ではなく、希望者や団体に対して開催していきます。	福祉課
集団健診の機会や通いの場や自宅訪問等のアウトリーチを通じて、認知症の早期発見・早期対応につながる体制の構築を検討します。	福祉課
若年性認知症の方が就労や社会参加できるよう、協力事業所等を募り、居場所づくりの推進を図ります。	福祉課
認知症カフェにおける認知症サポーターの関わり方を見出す等、活躍の場の創出と併せて検討を進めていきます。	福祉課
地域ケア会議等といった多職種連携による協議の場にて行在宅医療・介護連携推進事業の取組について検討します。	福祉課
在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指した取組を行います。今年度は、昨年度新たに開設した訪問診療医との連絡調整を密にし、関係構築を目指します。	福祉課
配食サービスにおいて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討します。	福祉課
生活支援体制整備事業における「町内事業者＋高齢者の活躍」の実現を目指し、対象となる町内事業者の情報収集を行います。	福祉課
遠隔見守りとしてのサービス向上のため、Sobamii(ソバミー)の利便性を周知し、緊急通報体制の拡充を図ります。	福祉課

(5) 地域包括支援センターの運営

窓口受付だけでなく積極的に地域に出向き、民生委員等と連携しながら高齢者の困りごとや心配ごとの相談を受け付け、その人に適したサービスへつなげます。	福祉課
地域ケア個別会議での事例検討や自立支援ケアマネジメントに関する研修会を開催することで、地域包括支援センター職員のほか、町内ケアマネジャーの資質向上につながる取り組みを行います。	福祉課
社会福祉士を擁する地域包括支援センターが中心となって、高齢者福祉係や社会福祉係などの関係各所と連携しながら、権利擁護支援体制の整備を行います。	福祉課
身体機能の状態に合わせた介護予防事業を複数実施することで機能の改善・向上に努めます。	福祉課
主任介護支援専門員が主体となって、町内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員を対象に、情報提供や研修会の支援等を行い、連携の充実を図ります。	福祉課
高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を中核として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決を行います。	福祉課

2-介護保険

〈方向性〉

新富町介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の現状を把握するとともに、地域マネジメントを進める体制の構築の強化を行うことで、適正な介護保険サービスの見込みと確保を行い、介護保険制度の充実を図ります。また、家族が疲弊することなく、雰囲気の良い環境で共に過ごすことのできる介護保険サービスの提供を推進します。

(1) 介護保険制度の充実

業務分析データを活用した調査員研修の開催等により調査員の資質の向上、調査時間の平準化を図ります。	福祉課
一次判定から二次判定の軽度変更の合議体間の差について、介護認定審査会を合同で実施する高鍋町・木城町と連携して分析を行い、要介護認定調査の標準化に向けた取組を実施します。	福祉課
利用者の状況を把握した上で、適切なアセスメントを実施してケアプランが作成されているかを点検します。	福祉課
利用者の身体状況等を踏まえた適切な給付となるよう、7万円以上の住宅改修については理学療法士や作業療法士等の専門職を派遣するなど、給付の適正化に努めます。	福祉課
宮崎県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に縦覧点検を実施し、事業所に対し過誤返戻を依頼する等、介護給付の適正化に取り組めます。	福祉課

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額を2か月に1回(年6回)通知することにより、サービス利用に関する意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげます。	福祉課
介護人材確保のため、関係機関と連携し、介護の仕事の魅力向上、労働負担軽減等の取組を行います。	福祉課
地域密着型サービス事業者等に対し、定期的に運営指導を行うとともに、事業所からの相談・問い合わせ等に対し、迅速かつきめ細やかな回答・指導を実施することで、サービスの質の改善・向上を図ります。	福祉課

IV.社会福祉

1-障がい者(児)福祉

《方向性》

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施を促進するとともに、障がい者の自立支援及び社会参加の実現につながる障がい者福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から、身近な地域で質の高い専門的な支援が行える環境の充実に努めます。

(1) 障がい福祉サービス提供体制の確保

日常生活又は療養をする上で、障がいに対する支援が必要な方に対して居宅介護などの訪問系サービスの充実及び家族の負担軽減を図ります。	福祉課
住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。	福祉課
体験の機会や場の提供、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の確保及びその機能拡充を図ります。	福祉課
障がい者施設入所者が、グループホームや一般住宅等での地域生活に移行できるよう地域生活支援事業を活用した支援を行います。	福祉課
適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、公平な障害支援区分の認定や支給決定に努めます。	福祉課
障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。	福祉課

(2) 相談支援の提供体制の確保

乳幼児健診において、健康診査の充実を図り、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を実施します。また、家庭での養育に対する支援を行います。障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。	いきいき健康課
出産後、専門的な支援が必要な産婦等に対し、産後ケア事業(アウトリーチ型、デイサービス型)を行います。あわせて、それぞれの状況に応じて電話相談や訪問を行います。関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。	いきいき健康課

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。	福祉課
関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。	福祉課
基幹相談支援センターと連携し、各種ニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援を実施するための体制の構築を行います。	福祉課
新富町障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に係る課題を共有し、関係機関との連携及び支援体制に関する協議を行います。	福祉課
「発達障がい」や「障がい者(児)」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。	福祉課

(3)障がい児支援の提供体制の確保

成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋がります。 障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。	いきいき健康課 福祉課 教育総務課
成長段階の養育に困難さを感じている親子に対してフォローアップ教室のびのびランドにて、音楽療法・ことばの相談・発達相談を実施し、教室を通して支援の充実に努めます。	いきいき健康課
小児発達児を専門とした医療機関受診待ちの期間中にも出来る支援を行います。	福祉課
障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所施設等の充実に努めます。	福祉課
児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築に向けた調査研究を行ないます。	福祉課
障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を行います。	福祉課
児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保に努めます。	福祉課
医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うため、相談支援体制の整備、支援を行う人材の確保に努めます。	福祉課
障がい児の受入れを行う保育所に対して障がい児1人あたり保育士1人を加配する「障がい児保育事業補助金」や、放課後児童クラブ等に対して「障がい児受入推進事業」での支援を行い、障がい児の受入れ強化を継続します。	福祉課
通常の学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応した教育の充実に努めます。	教育総務課
特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の徹底を図り、切れ目のない支援の充実に努めます。	教育総務課

2-低所得者福祉

《方向性》

災害、病気、失業、離婚等による家庭状況の予期せぬ変化により、経済的困難を抱える町民が、取り残されることなく安定した生活をおくれるよう、民生委員・児童委員、児湯福祉事務所等と連携し、経済的困難を抱える世帯の現状把握に努めるとともに、対象者が支援を求めやすい環境づくりに努めます。あわせて、生活保護に至る前の段階での支援の強化等を行うとともに、生活保護受給者の自立に向けた支援体制を構築します。

(1) 低所得者福祉

生活に困窮した方が相談しやすい体制をつくり、相談の受付を行います。	福祉課
高齢者世帯の生活保護相談件数が増加してきているため、医療・介護等を含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。	福祉課
民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより生活保護世帯の実態把握を行い、必要に応じた対応を行います。	福祉課
生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。	福祉課
経済的困難を抱える家庭に対する、関係機関と連携したネットワークを構築、相談等の支援を行うとともに、経済的困難を抱える子育て世帯(児童扶養手当対象者・要保護、準要保護児童等)の状況把握を行います。	福祉課
経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援を行います。	教育総務課
教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金による支援を行います。	教育総務課
放課後児童クラブを利用する要保護児童・準要保護児童及び児童扶養手当対象世帯の児童について、放課後児童クラブ利用料の負担軽減として、児童1人につき月額2,000円の助成を行ないます。	福祉課
生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品等を援助します。	福祉課 教育総務課

V. 子ども・子育て支援

1-子ども・子育て支援

《方向性》

妊娠期から青年期まで、安心して子どもを産み育てられる環境を充実させることで、「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」「卒業後には帰って来たい」「ここで子育てしたい」と思われるまちづくりを推進します。

(1) 子育て支援の充実

子育て支援センター「まある」にて、相談や面談等を行い、妊娠期～育児期までの切れ目のない支援を実施します。	いきいき健康課
子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの成長を支援するため、0歳から高校3年生までを対象とした医療費の無償化を継続して行います。	福祉課
現在実施している3カ所(八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ)を中心に、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境で子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組み、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。	福祉課
在学する子どもを4人以上監護する保護者の、4人目以降の児童に係る副食費の助成を行います。	福祉課
ファミリー・サポート・センターの利用について周知を図ります。さらに、養成講座の開催を行い援助会員の増員を目指すとともに、すでに援助会員として活動している方にも養成講座の参加を呼びかけの実施、また利用会員と援助会員の交流会を実施し、相互援助活動の資質の維持向上を目指します。	福祉課

(2) 幼児期教育・保育の充実

乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。	いきいき健康課
ブックスタート事業では絵本の配布を行い、家庭での読み聞かせを推進します。図書館では週2回の読み聞かせを開催し、親子でふれあう機会の提供を行います。	生涯学習課
令和5～6年度にかけて「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の評価を行うとともに、第3期計画の策定準備(実態及びアンケート調査等)を実施します。その評価や利用者の実態やニーズに基づいた、教育・保育施設の定員の確保を行います。	福祉課
新富町の幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯の動態やニーズを踏まえ、園長会等を通じて、認定こども園への移行の必要性が高い園へ啓発します。	福祉課
「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の令和4年度の評価をもとに、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について、利用者の実態やニーズに基づいた事業を実施します。	福祉課
保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保育園入所の相談等にて、各種制度等の情報提供を行ないます。	福祉課
教育・保育の質の向上と保育士のスキルアップを図るため、園長会での啓発、また主任会や放課後児童支援員担当者会にて勉強会等を開催します。	福祉課
就学前に保育園訪問等を行います。また、必要に応じて親子との面談やフォロー教室を行い、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。 就学前の保育園等訪問や小学校との交流活動等を通して、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。	福祉課 いきいき健康課

(3) 子どもの居場所環境の整備

放課後児童クラブの利用希望者の状況を見据えながら、適正な定員の確保に努めます。また、放課後児童クラブ利用者へ適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員認定資格研修のテキスト料の助成を行ない、支援員資格取得の支援を行います。	福祉課
--	-----

関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、学校、行政、企業、民生委員・児童委員、母子保健推進委員などが一体となって、子どもたちにとって家庭や学校以外でも安心して過ごせる居場所づくりの整備を進めます。	福祉課
子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。	福祉課 教育総務課
子どもたちの安全確保を図るため、児童遊園の遊具点検を年に1回実施し、補修・修繕等を定期的に行ないます。	福祉課
適応指導教室を設置し、学校と連携しながら、不登校児等の児童の自立の場を提供します。	教育総務課
居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。	教育総務課
社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、子どもの居場所づくり、見守り強化及び家庭支援等を行います。	福祉課
新富町図書館で実施する読書活動やファミリー読書を推進し、土日等休日の子どもの居場所づくりを推進します。	教育総務課
サタデーサイエンス、子ども将棋教室といった土曜日事業を継続するなど、土日等休日の子どもの居場所づくりを推進します。	生涯学習課

(4) ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭を対象とした「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費助成」等の支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上に努めます。	福祉課
ひとり親家庭の保護者の経済的自立を支援するため、各種貸付金制度の啓発等を行ない、利用促進を図ります。	福祉課
関係機関・協議会が主催する会議や研修会に参加し、情報の共有及び連携を図ります。	福祉課
関係機関と情報共有を行い、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が中心となって、ひとり親家庭を対象とした相談や養育指導を行います。	福祉課
ひとり親家庭の組織活動である「ひまわり会」を通じて、ひとり親同士の相互交流や親睦を図るための支援を行ないます。	福祉課

(5) 子ども家庭支援

こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。	いきいき健康課 福祉課 教育総務課
子ども家庭の、子育てに関する相談や支援について経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、会議・研修等に参加するとともに、事例検討を実施し、支援の強化に取り組みます。	福祉課

VI. 権利擁護

1－権利擁護

《方向性》

認知症等の高齢者や、知的障がいや精神障がいのある障がい者等を社会全体で支え、個人の財産や日常生活をおくるうえでの様々な権利を守るため、成年後見人制度の利用促進を図ります。

高齢者・障がい者・子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見・早期対応を図るため、広報啓発や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」について、全国的に取り上げられる問題となっています。子どもが子どもらしく生きる権利や学ぶ権利を守るための取組も行っていきます。

(1) 権利擁護

新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年後見制度の周知・利用促進を図り、地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係機関との連携に努めます。	福祉課
特定妊婦や支援の必要な家庭のため、月1回の特定妊婦のケース会議を実施し支援の検討・充実を図ります。子育て世代包括支援センター「まある」と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を定期的で開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。	いきいき健康課 福祉課
こゆ成年後見センターと連携し、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実地団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	福祉課
DV相談の適切な活用を促すため、DVの影響についての啓発・相談・関係機関との円滑な連携を行います。	福祉課 町民課
こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。また、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。	いきいき健康課 福祉課 教育総務課
乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。	福祉課 教育総務課
虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。また、虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。	教育総務課

(2) 虐待防止

虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。	福祉課 教育総務課
---	--------------

乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。	いきいき健康課
乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。	福祉課
虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。	いきいき健康課 福祉課 教育総務課
保育園・幼稚園との情報共有や乳幼児健診等での状況確認を行い、問題を抱える家庭には早期にリスクアセスメントを実施します。	福祉課
関係機関との連携や情報共有のもと、虐待事案の早期発見、初動や支援体制の整備を行うとともに、高齢者虐待防止に関する広報活動や相談窓口の紹介を行っていきます。	福祉課
子どもを取り巻くあらゆる機関が情報共有等を行ないながら連携し、児童虐待防止のための見守りを強化します。	福祉課
広報紙等にて児童虐待に関する相談窓口である、こども家庭総合支援センター「パブリカ」の周知を図ります。	福祉課
児童虐待防止に関する啓発のため、児童虐待防止月間である11月にオレンジリボンの着用及び配付活動、広報誌等へ記事の掲載等にて啓発活動を行います。	福祉課

数値目標

項目	R5目標値	担当課
◆特定健康診査受診率	60.0%	いきいき健康課
◆国保税収納率	96.98%	税務課
◆ジェネリック医薬品普及率	84.2%	いきいき健康課
◆通いの場実施箇所数	3箇所	福祉課
◆認知症サポーター養成講座開催数	10回	福祉課
◆障がい者福祉サービス相談支援利用者数	42名	福祉課
◆放課後等デイサービス利用者数	52名	福祉課
◆ファミリー・サポート・センター事業利用件数	28件	福祉課
◆特定教育・保育施設充足率	100%	福祉課
◆放課後児童クラブ充足率	100%	福祉課
◆成年後見制度利用支援事業利用件数	20件	福祉課

第3節 教育・文化・人づくり

ビジョン

生涯を通して活躍できるまち

この分野では、子どもから大人まで、生涯を通して活躍できるまちであるために、学習機会の提供、文化振興や伝統芸能の伝承など、人づくりを通して本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. 義務教育

1- 義務教育

＜方向性＞

学校教育において、学びの基盤をしっかりと固め、主体的・対話的で深い学びを軸とした新学習指導要領に沿った学校運営を着実に実施し、一人ひとりに応じた最適な学びの機会を提供するとともに、子ども同士あるいは地域の方など多様な人材によって子どもに必要な資質や能力を育成する機会を提供します。あわせて、支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育等、多様なニーズに対応した教育支援体制の充実を図ります。

また、相談体制の充実を図るなど、いじめを防止するための取組を推進します。

(1) 社会の変化に対応した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じ、SDGsの17の開発目標の理解が深まる授業を行います。	教育総務課
グローバル化に対応した人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止していた海外交流事業を再開して行います。	教育総務課
小中学校で、外国語専科教員・外国人指導助手(ALT)・地域人材等を活用し、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。	教育総務課
子どもたちの情報活用力向上のため、タブレット端末を活用し、インターネットを利用した授業を行います。また、情報教育の環境整備も行います。	教育総務課
情報リテラシー教育推進のため、ルールブックを作成し、各学校と家庭が連携して情報モラルの徹底を進めます。	教育総務課
教員のICT活用指導力(タブレット端末の活用等)向上研修を行います。あわせて、各学校における情報教育リーダーの育成を行います。	教育総務課
しんとみ学び塾を開催し、世界中から様々なゲストを呼ぶなどこれからの未来を考えたり、再発見を行います。	教育総務課

(2) 教育内容と環境の充実

安全な教育環境を実現し集団感染のリスクを避けるため、マスク・消毒液・体温計等の消耗品を購入し、感染症対策を行います。	教育総務課
町内小中学校施設の長寿命化を見据えた改修を行います。	教育総務課
多様な学習活動を支援するため、総合的学習補助金を活用し、教材・備品の整備を行います。	教育総務課
校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心して効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。	教育総務課
学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減の取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長の促進を図ります。	教育総務課
読書を通じた人づくりを推進するため、ファミリー読書などの小中学校読書推進活動や、学校図書サポーターによる読書サポートを継続して行います。	教育総務課
少人数学習等、児童生徒の学力向上を図るため、各小中学校に学力向上支援員を配置します。	教育総務課
県教育委員会からの指導主事の派遣を通し、教職員の資質向上と学校業務の改善に取り組みます。	教育総務課
町内教職員の意識と指導力の向上を図り、児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」の委嘱を行います。	教育総務課
各学校で学校経営案を作成し、児童生徒へ健康安全教育を行います。	教育総務課
部活動の指導にあたり、地域人材を活用した外部指導員の委嘱を行います。	教育総務課

(3) キャリア教育^{※1}の推進

望ましいキャリアプランニング能力の形成を促進するため、中学生の企業・事業所等への職場体験活動を行います。	教育総務課
社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を行います。	教育総務課
産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等を活用します。	教育総務課
勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる小中一貫したキャリア教育を行います。	教育総務課

(4) 特別支援教育の充実

支援を必要とする児童の早期発見につなげるため、就学相談会・就学時健診・保護者面談・就学時指導委員会を開催します。	教育総務課
通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援として、特別支援教育支援員の配置を行います。	教育総務課

(5) いじめ防止対策の取組

いじめに対する校内相談体制の充実を図ります。	教育総務課
------------------------	-------

いじめなどの子どものサインを見逃さないようアンケート調査など定期的な実態の把握に努めます。	教育総務課
ネット上のいじめを防止するため、情報モラル教育の充実とルールの徹底を図ります。	教育総務課
町ホームページを活用し、新富町いじめ防止基本方針及び各小中学校いじめ防止基本方針を保護者へ周知します。	教育総務課

Ⅱ. 青少年健全育成

1- 青少年健全育成

＜方向性＞

青少年を取り巻く環境において、青少年が犯罪等に巻き込まれることを防止し、青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる場の提供、有害な情報に関する問題性や注意事項に関する啓発を行い、家庭だけではなく学校や地域などと一体となって青少年を育てる取組を行います

また、教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、地域の特性を生かした「ふるさと学習」に取り組み、学校外活動においてボランティア活動への参加を促すなど、地域の課題をよりよく解決する能力を育成するとともに、主体的に社会参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養います。

(1) 健全育成環境づくり

学校を核とした地域づくりとして、コミュニティスクール推進体制を整備するとともに、企業やNPOなど多様な主体の参画による連携を図り、地域ぐるみでの教育を推進していきます。	教育総務課
学校評議員制度から、コミュニティ・スクールへの移行を行うなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、学校と地域が一体となった教育活動を推進します。	教育総務課
児童生徒が経済的な理由から教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する支援を行います。	教育総務課
各学校PTAに対し家庭教育事業への補助や助言を行い、家庭教育を推進します。授業参観時の託児は地域婦人連絡協議会と連携して行います。	生涯学習課

(2) ふるさと教育と社会参加の推進

教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」や文化財の活用などを通じ、地域の特性を生かした「ふるさと学習」を推進します。	教育総務課
総合的な学習の時間において、地域の暮らしや伝統文化をテーマとした横断的・探究的な授業に取り組み、地域が抱える課題をよりよく解決する資質や能力を育成します。	教育総務課
地域の一員としての自覚や地域の活動へ主体的に参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養うため、学級活動、児童会・生徒会活動などの「特別活動」の取組を行います。	教育総務課

主権者として社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら社会と生き抜く力を育成するため、社会科等の授業で「主権者教育」を行います。	教育総務課
---	-------

Ⅲ. 生涯学習

1-生涯学習

《方向性》

学校を卒業しても「学び」に終わりはありません。資格取得や余暇を楽しむためなど、その目的も形態も様々ですが、豊かな人生を送るための生きる力を学ぶうえで生涯学習は、重要な意味を持っています。また、何より学ぶことは人と人が接することであり、交流し合うことによってお互いの絆を深めます。このため、町民一人ひとりの学ぶ意識を高め、学習意欲に応えられる取組を行います。

(1) 生涯学習環境の整備

民間営利事業者であっても社会教育にふさわしい事業であれば、施設の使用ができるようにしています。新田コミュニティセンターでは高原ミネラル株式会社の指定管理となっており、民間事業者の強みを活かした自主文化事業(他の事業者と連携した熱中症予防講座やパン作りなど)を行います。	生涯学習課
生涯学習講座指導者の育成を図るため、生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録勧誘活動を行いながら、自主事業などの指導者としての経験が積めるように支援していきます。	生涯学習課
町民生活のデジタル化を推進するため、タブレット・スマートフォンを活用した講座を実施していきます。	生涯学習課

(2) 生涯学習活動の促進

自治公民館単位で行う生涯学習講座への講師謝金の助成、備品の貸出を行います。	生涯学習課
生涯学習講座や総合交流センター利用者の意見をとりいれ、社会の情勢に合った生涯学習事業を行います。	生涯学習課
学校と連携した子どもの体験学習や図書館利用をした事業を継続します。	生涯学習課

Ⅳ. 文化芸術

1-文化芸術

《方向性》

人を育て、人にゆとりや希望を与え、人々の相互理解や交流を進める手段として、総合交流センター「きらり」や文化会館「ルピナスみらい」等の公共施設や新田原古墳群等の文化財を有効活用し、ゆとりを持った生活につなげられるよう、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

図書館資料の貸出対象を、西都児湯地域在住の方まで拡大します。県の中央部に位置するという利点を活かし、県レベルの会議や大会が開催できるよう、施設の整備管理を行っていきます。	生涯学習課
図書館と連携し、ブックフェスタなどのイベントを行い、町民の方に来てもらえるような図書館を目指します。今年度は4,500冊の本を新たに購入予定です。	生涯学習課
各学校で、文化庁が行う芸術家派遣事業の斡旋を行います。また、文化会館自主文化事業ではワークショップを伴った事業を実施し、体験活動ができる機会を提供します。	生涯学習課

(2) 文化施設の活用

文化会館において、指定管理者による自主文化事業については見直しを行いながらあらゆる事業に取り組んでいく。	生涯学習課
啓発的な文化芸術事業を開催できるよう、県立芸術劇場が行うサテライト事業の活用を検討します。	生涯学習課
文化サポーターの活動を支援するとともに、新たな人材の確保を目指して、継続的な会館運営を目指します。	生涯学習課
利用しやすい環境づくりを行うため、文化会館の大規模改修に向けた調査を行います。今年度は通常照明のLED化に向けた設計を行います。	生涯学習課

(3) 文化芸術活動の推進

生涯学習フェスタで開催される文化発表や、町民参加型の自主文化事業を行い、発表の場の提供や指導者養成・紹介の支援を図ります。	生涯学習課
地域の郷土芸能等の保存会に対し、県などが行うイベントの紹介や参加要請を行い、活動機会の提供を行うとともに、用具や後継者育成に必要な経費を確保するため、国や県の補助事業、財団等が行う助成事業の情報を提供します。	生涯学習課
総合交流センターでは西回廊を文化芸術の披露の場として提供していきます。生涯学習フェスタでは多くの方が参加できるよう広報啓発を行っていきます。	生涯学習課

(4) 文化財の保存と活用

今年度から草刈り回数を増やすなどして、古墳公園として年間を通して利用できるような環境整備を図ります。	生涯学習課
地域住民・関係機関等と連携しながら、日本遺産に認定された新田原古墳群を観光分野での活用に向けて検討していきます。	
発掘調査報告書や資料館所蔵資料のデータ化を進めていきます。	生涯学習課
文化庁調査官を招聘し、重要文化財指定に向けた資料館レイアウトの変更など環境整備を行います。	生涯学習課
湯之宮座論梅の保護増殖を推進するため、湯之宮座論梅保護対策会議を開催します。湯之宮座論梅保護のため、造園業者による薬剤散布、施肥、剪定を行います。	生涯学習課
各学校での出前事業や古墳祭、生涯学習講座などで、地域にある文化財を紹介し、文化財保護意識の啓発を図ります。	生涯学習課
資料館を学校の総合学習や生涯学習講座、日本遺産事業で活用し、学習支援や観光客の誘致を図ります。	生涯学習課

高鍋神楽の国指定に向けた調査を行い、保存会や調査委員会の活動を支援します。今年度は報告書作成に向けて関係市町村との連携を進めます。	生涯学習課
小中学校の出前授業で、地域の歴史や偉人、文化財保護活動の状況を発信し、郷土の文化財を継承する人材の育成を図ります。	生涯学習課

V. スポーツ

1-スポーツ

《方向性》

町民がスポーツを楽しみ、健康づくりに関する意識を高めるために、運動広場、体育館などのスポーツ環境の整備充実に取り組みます。また、サッカーなどプロスポーツに触れる閑居を整備することにより、町民の関心の深化、知識・技術の向上などスポーツ人口の拡大、スポーツ活動の活性化に取り組みます。加えて、観戦客の拡大等により、地域活性化や観光振興にもつなげる取組に努めます。

(1) 誰でも参加できるスポーツの推進

誰もが安心してスポーツ活動に参加できるよう、デジタル化したスポーツ安全保険の啓発普及を行います。	生涯学習課
地区からのスポーツに関する体験等の要望に対し、スポーツ推進委員を派遣して指導等の支援を行います。	生涯学習課
町内の各競技団体と連携し、町との共催にて、ミニバレー、レガッタ、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの大会を開催し、町民の健康推進と地域交流を図ります。	生涯学習課
スポーツ少年団の指導者を育成するため、スキルアップを図るための講習会等について情報提供を行います。	生涯学習課
ニュースポーツの教室を開催し、町民向けニュースポーツの紹介を推進します。	生涯学習課

(2) スポーツ環境の整備

学校施設の有効活用を図るため、各学校体育館の夜間開放を行います。	生涯学習課
令和5年度に導入した公共施設予約システムについて、町民の方が円滑に利用できるよう運用面での改善を図ります。	生涯学習課
町体育館照明をLEDに取り換えるための工事を行います。また、西体育館照明のLED化に向けた設計を行います。”	生涯学習課
国民スポーツ大会に向け、開催競技施設の整備を推進します。	生涯学習課

VI. 協働の推進

1－協働の推進

《方向性》

大規模な災害に見舞われた際や、一人ひとりが求めるサービスを実施しようとした場合、スピード感が失われたり、個別のサービスに対応できなかったり、サービスを必要としている時に最適なサービスが受けられずに手遅れになってしまうようなことは避けなければなりません。そのため、行政・民間・各種団体等それぞれの得意分野を生かした役割分担体制を構築し、町民が解決を求める課題を速やかに解決できる人材やシステムの活用を図ります。

(1) ボランティア団体との協働の推進

町とともに、協働のまちづくりを促進する活動を行うボランティア団体を含めたまちづくり団体に対し、まちづくり補助金による財政支援を行います。	総合政策課
自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。	いきいき健康課
町と協働して課題解決を行うボランティア団体に対し、各種補助金等の活用を通じて、活動を支援します。	総合政策課
富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行い、地域活動への町民の参加を促進します。	生涯学習課
町内でのボランティア活動に対する広報啓発を積極的にSNS等活用しながら実施していく。	総務課
社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや有償ボランティア団体等と連携し、高齢者等ができる限り自立した生活を送れるよう支援を行います。	福祉課

(2) 民間との協働の推進

実現可能な地域活性化の取組を推進するために、具体的な協業を検討し民間との連携協定を実施します。	総合政策課
事業開始している案件やこれから実施しようという案件の効果的な運用を計画的に行うよう関係各課と調整しながら、企業版ふるさと納税を活用した事業を実施していきます。	総合政策課

VII. 人権と多様性の尊重

1－人権の尊重

《方向性》

町民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合いながら生活できる環境づくりを目指して、人権問題解消に向けた取組を一層進めていきます。

(1) 人権の尊重

各学校における道徳教育の充実を図ります。	教育総務課
人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を継続して開設するとともに、町内学校の要請に応じ人権啓発活動を行います。	総務課

2－多様性の尊重

《方向性》

国籍・性別・障がいの有無等関係なく、一人の人間として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境で、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かなまちづくりを推進します。

(1) 多様性社会の実現

人権が尊重される社会の実現に向け、他自治体との情報交換を進め、さらなる取り組みについて検討を行います。	総務課
パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と情報交換を行い、利用しやすい環境づくりを進めます。	総務課
障がい者の雇用を推進し、役場でチャレンジ雇用を継続して実施し、公務を通じた社会性の習得を促します。	総務課
各種審議会等への積極的な登用を進め、女性登用状況等の情報収集に努めるとともに各課に周知していく。	総務課 総合政策課
男女協働参画週間に、ポスターの掲示等を含めた広報・啓発活動を行います。	総合政策課
母子保健の健康づくりのため、あかちゃん訪問事業 ^j や産後ケア事業を実施します。こにちはあかちゃん訪問事業や産後ケア事業を実施し、母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりを推進します。	いきいき健康課 福祉課

3－多文化共生

《方向性》

日本の人口は減少していますが、世界の人口は増加しています。本町においても同様で、町内に居住する外国人は増加傾向にあります。今後、更に町内に居住する外国人の人口は増加すると予想しており、お互いの文化の違いから、地域コミュニティにおけるトラブルも懸念されます。

そのため、国によって文化が違うことを認識し、総合に理解しながら共生するまちづくりに取り組みます。

(1) 多文化共生社会づくりの推進

外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。	総務課 総合政策課
総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、やさしい日本語による行政・生活情報の周知啓発を進めていく。また、外国人に関する防災対策の推進を継続的に実施していく。	総合政策課
外国人住民が参画しやすい地域社会の調査・研究を行います。	総務課 総合政策課
多文化共生の意識啓発・醸成を推進するために、職員への研修機会の提供や広報等を通じた異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催などに取り組んでいく。	総合政策課 総務課 生涯学習課
外国人住民に対応可能な災害時等の体制について調査・研究を行います	総務課 総合政策課
事業所や国際交流協会等と連携しながら日本文化への理解の推進と地域生活への円滑な定着を支援します。	総合政策課 産業振興課
成人式において、町内在住、在勤の外国人の方に成人式に参加してもらえるよう、勤務先と連携し、文化交流ができる機会の創出を行います。	生涯学習課

(2) 国際交流の推進

児童生徒の海外交流事業を通して、国際化に対応できる人材育成を行います。	教育総務課
タブレット授業を活用し、海外日本人学校等とオンラインで繋ぎ国際交流の促進を図ります。	教育総務課
外国人指導助手(ALT)等を活用し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を行います。	教育総務課

数値目標

項目	R5目標値	担当課
◆部活外部指導員数	8名	教育総務課
◆キャリア教育実施回数	6回	教育総務課
◆LD・ADHD通級教室数	3教室	教育総務課
◆生涯学習講座参加者数	155名	生涯学習課
◆新富町図書館蔵書冊数	91,000冊	生涯学習課
◆文化会館利用者数	35,000名	生涯学習課
◆スポーツ教室参加	45名	生涯学習課

◆連携協定締結件数	10件	総合政策課
◆審議会等の女性の登用率	26.1%	総合政策課
◆外国人住民向け広報回数	4回	総合政策課

第4節 産業・経済

ビジョン

仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまち

この分野では、本町の産業や観光資源を活かした、仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまちづくりを通して本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. 農林水産業

1- 農林水産業

《方向性》

本町は県内でも有数の農業地域であり、町にとって農林水産業は重要な産業です。

近年、後継者不足により、事業従事者の高齢化が課題となっており、農林水産業を営む個数は減少傾向にあります。町内生産額における農林水産業の占める割合は、増加傾向にあり更なる発展が見込まれる産業でもあります。

今後、経営規模の拡大や農業にチャレンジする人が自立するまでの支援、新たな栽培・飼育方法にチャレンジしやすい環境の整備等、本町が農林水産業を営む人や営みたい人にとって魅力あるまちとなる取組を進めます。

(1) 農林水産経営の充実

農家の経営安定を促すため、小麦などの戦略作物の栽培を行う農家に対し、財政的支援を行います。(経営所得安定対策等推進事業費補助金・新富町農業再生協議会補助金水田等有効活用促進事業補助金)	産業振興課
収入保険の加入を促すことにより、農家の経営安定を図るため、農業経営収入保険加入支援事業補助金として、1農家あたり5万円を上限に(保険料の1/2)財政支援を行います。	産業振興課
他産業法人による農業参入を呼び込み、新しい農作物の研究を図ります。	産業振興課
地域農業の振興に資することを目的として三納代北地区における農業生産振興施設実験ハウスを活用しながら事業に取り組んでいきます。	産業振興課
企業等と連携して、ドローンや自動収穫機などのスマート農業を促進することにより、農作業の省力化を図ります。	産業振興課
有機栽培に取り組む活動組織に対し、財政支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金事業補助金)	産業振興課
農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、関係法令等を活用しながら農地利用の最適化を図り、担い手への集約化に努めます。	農業委員会
8月に農地パトロールを実施し、遊休農地の状況を適切に把握したうえで利用意向調査を行い解消に努めます。	農業委員会

森林環境譲与税に合わせ、森林所有者の意向調査を実施し、適正な森林管理を行います。 (森林管理システム事前調査業務委託・意向調査・森林GIS導入)	産業振興課
水産業経営のため、漁船損害保険の一部助成を行います。(漁船災害防除費補助金)	産業振興課
水産資源の保全のため、内水面漁業組合に対し稚魚放流等にかかる財政支援を行います。(内水面稚魚放流等補助金)	産業振興課
宮崎県に対し、港湾整備にかかる負担金を支出します。 (水産基盤整備事業負担金・富田浜入江係船場施設改修工事・富田浜入江係船場周辺清掃管理委託)	産業振興課
水産資源保全のため、河川の濁水防止対策を行います。	産業振興課

(2) 新規就農者及び農業後継者の支援

一般財団法人ニューアグリベースとの連携し、就業希望者が集まる機会を活用して、本町での就農希望者に対し、新富アグリカレッジ・農業実践塾・トレーニングハウスなどで、就農に必要な基礎知識、栽培技術の習得及び安定的な農業経営ができるよう運営に対する財政支援を行います。(新富町農業公社運営補助金)	産業振興課
就農希望者の本町の受入態勢をPRし、新規就農者の確保を図るため、宮崎県と連携し、”県と連携し、積極的に就農相談会や6次化企業相談会等へ参加します。(マイナビ就農フェスタ及び農業ウィーク6次化参加旅費)	産業振興課
農業後継者に対し就農支援交付金等の活用を推進し、農業経営が維持できるよう財政支援を行います。(農業次世代人材投資事業補助金・新富町就農支援交付金・産地生産基盤パワーアップ事業補助金・園芸産地における事業継続強化対策事業補”農業後継者に対し就農支援交付金等の活用を推進し、農業経営が維持できるよう財政支援を行います。 (農業次世代人材投資資金・新富町農業支援交付金・新規就農者育成総合対策事業補助金助金)	産業振興課
担い手不足を解消するため、将来の地域農業の担い手の積極的な後押しにより、法人化を促し、持続可能な農業経営を支援します。	産業振興課
新規就農者や農業後継者に対し農業者年金政策支援制度加入促進事業補助金を活用し、就農定着や農業者年金の加入推進に努めます。	農業委員会

(3) 農産物加工・流通対策の充実

学校給食及び加工品開発に伴う取組に対し、新富町産米粉の提供を行います。(水田農業特別対策事業補助金)	産業振興課
農の拠点を作る取組として、三納代地区に販売施設等を建設するための実施計画を行います。	産業振興課
地域の農作物を活用した加工施設建設のため、三納代北地区の整備を行います。	産業振興課
町外からの外資獲得を目指し、地域経済の拠点となる直売所施設にてECサイトやふるさと納税を活用した取組に向け、直売所の実施計画を行います。	産業振興課
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構(以下、「こゆ財団」と連携し地域経済の創出を進めるため、人材育成や販売施設等を拠点とした特産品の販売を行います。(こゆ地域づくり推進機構観光推進事業補助金)	産業振興課
米粉・小麦・野菜を学校給食や商店に活用し、地産地消の取組を通じて、農業者と町内外の消費者を結びつける取組を推進します。	産業振興課

(4) 農業生産基盤の整備

大和地区県営土地改良事業負担金を支出し、大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事を進めます。	農地管理課
新田西地区県営土地改良事業負担金を支出し、ほ場整備区域の外郭測量を進めるとともに、土地利用の最終意向調査を行います。	農地管理課
大和ため池外7か所の劣化状況評価を行います。 災害復旧のために、金丸幹線水路の整備工事を行います。	農地管理課
用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行います。	農地管理課
多面的機能支払交付金事業補助金を交付することによって、農用地等の地域資源の保全管理を行う地域組織の共同作業等に対し支援を行います。	農地管理課
大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装(延長860m)を行います。	農地管理課
未舗装農道の解消のため、地域からの要請により未舗装農道の整備を支援します。	農地管理課
農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を行うことにより、農地の有効利用を図ります。	農地管理課
国営一ツ瀬川土地改良事業で造成された農業水利施設の維持管理を支援するとともに、老朽化が著しい施設の改修等を行う更新事業にむけた受益者の同意取得事務を進めます。	農地管理課
将来の農業経営の安定を図るため、大和地区と新田西地区のほ場整備区域で高収益作物の積極的な作付けの実証を行います。	産業振興課
防潮林の保全に努め、農地の潮害防止対策として、松くい虫防除樹幹注入及び松くい虫防除を行います。	産業振興課

(5) 畜産の振興

畜舎や堆肥舎の整備や生産者の家畜導入に対し、財政支援を行います。(新富町酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業補助金)	産業振興課
高齢化による離農者の増加が見込まれることから、飼養頭羽数の減少対策として若手農家の規模拡大を支援します。	産業振興課
ロボットなどのICT、IoTを活用したスマート畜産を推進し、農家の働き方改革の支援に努めます。	産業振興課
宮崎県などの関係機関と連携し、自衛防疫推進協議会を中心とした、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないための防疫の強化を進めます。	産業振興課
町営牧場を放牧場として整備する為の計画策定を行います。	産業振興課
児湯農林振興局、普及センター、JAを中心とした関係機関と連携して、就農希望者の研修体制の強化を行います。	産業振興課

(6) 環境に配慮した農業の推進

環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。	産業振興課 都市建設課
耕畜連携による資源循環の取組を推進するため、飼料生産に地域で生産される堆肥の活用を行います。	産業振興課
未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を活用し、新富町畜産バイオマス利活用促進協議会を設置し、消化液の活用について実証を行います。	産業振興課 都市建設課

カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。	産業振興課 都市建設課
低化学肥料・科学合成農薬の使用を低減する有機栽培、生分解マルチを利用した廃プラ削減、ハウス重油削減等の取組など環境に優しい農業に取り組む農業者に対し、支援を行います。	産業振興課
農業の環境負荷に対応した土壌改良を行います。	産業振興課

Ⅱ. 商工業

1-商工業

《方向性》

商工業の発展は、本町の地域活性化につながり、人が集まる環境を創出するうえで、必要不可欠です。そのため、商工業者に対し様々な支援体制を構築していくとともに、町内外の人で賑わうまちとなるための取組を進めます。

(1) 商店街の活性化

町内外から集客し、商店街活性化を図るため、ギャラリーしんとみにおいて多様な展示会を開催します。	産業振興課
毎月第3日曜日に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が主催する「こゆ朝市」等を通して商店街のにぎわいを創出します。	産業振興課
新富町商業協同組合に対し、国や県等の商店街活性化につながる支援策を随時案内します。	産業振興課

(2) 商工業経営の改善

商工業研修センターの利用促進を図り、商工会をはじめとする町内商工団体や事業所等が行う研修会等を通じた産業人材の育成を支援します。	産業振興課
町融資制度を運用し、町内事業所の運転資金の確保及び積極的な設備投資を支援します。	産業振興課
新富町商工業振興補助金を有効的に活用し、意欲ある事業者の売上向上等に資する取り組みを支援します。	産業振興課
企業訪問等により事業者の現状を把握し、国、県や関係支援団体等が行う支援策を随時案内するとともに、関係機関とのマッチングを行います。	産業振興課
地場産業を担う町内事業者や6次産業化に取り組む事業者等に対し、関係団体と連携しながら国・県・町の支援策等を適宜案内し、地場産業等の育成及び支援を行います。	産業振興課
域内消費活性化を図るため、「しんとみ生活充実アプリS!あぶ」を活用したクーポン発行及び各種スタンプラリーを行います。	産業振興課
町内事業者のメールアドレスを収集し、国、県や関係支援団体等の補助金や人材確保に関する支援策等をきめ細やかに提供します。	産業振興課
新富町商工業振興補助金を活用し、町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取り組みを支援します。	産業振興課

商工会と連携し、町内事業所の動向の把握に努め、それぞれに必要な国や県の支援策等を随時案内します。	産業振興課
--	-------

(3) 創業及び事業承継の促進

起業促進を図るため、商工会と連携した創業塾を開催するとともに、創業支援補助金による助成を行います。	産業振興課
町外から移住し町内で創業又は第二創業を行った事業者に対して、創業支援補助金の加算を行います。	産業振興課
起業家の育成を図るため、商工会と連携し、創業希望者の相談状況に応じて創業塾を開催するとともに、段階に応じた支援及び創業支援補助金による助成を行います。	産業振興課
商工会と連携し、現在チャレンジショップを利用している創業希望者の独立に向けた支援を行うとともに、新たな創業希望者の掘り起こしを行います。	産業振興課
商工会と連携し、町内事業者の事業承継に関する情報を収集し、必要に応じて支援機関への案内を行います。	産業振興課
商工会と連携し、事業承継支援団体の各種情報を随時ホームページやメールで案内します。	産業振興課

2-企業誘致

《方向性》

本町の商工業者の支援を行うとともに、本町商工業の更なる発展と働く場の創出に関する取組を加速させるため、新たな企業の誘致に取り組みます。

(1) 企業誘致の推進

移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。	総合政策課 産業振興課
西都児湯企業立地推進協議会と連携し、企業の参入情報を収集するとともに、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携して企業との接触機会を創出します。	総合政策課
時代に沿った運用ができるよう、随時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業の誘致を推進します。	総合政策課
企業訪問等により町内企業の現状把握に努め、必要に応じて支援策等の案内を行います。	産業振興課
企業側が要望する内容を伺いながら、あっせんする土地があれば環境整備について検討していきたい。	総合政策課

Ⅲ. 雇用

1－雇用

＜方向性＞

町内の雇用主が人を雇いやすい環境づくり等を支援するとともに、雇われる人も自分が求める働き方ができ、生き生きと働き続けられる環境整備を推進します。

(1) 雇用の促進

金融機関と連携しながら町や県の融資制度を周知し、町内事業者の設備投資等を支援します。	産業振興課
従業員を新たに中小企業退職金共済制度に加入させた事業所に対し掛金の一部を助成することにより、事業所の福利厚生の実施を図るとともに、人材の定着及び安定確保を支援します。	産業振興課
県等が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を町ホームページやメールにて随時案内します。	産業振興課
登録促進を図るため、町内事業者に対し、宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」をメール等で案内します。	産業振興課

(2) 多様な就業ニーズに応じた就業支援

近隣で実施される公的職業訓練をホームページ等で積極的に案内します。	産業振興課
ハローワーク高鍋の求人情報を定期的に町のホームページに掲載します。	産業振興課

Ⅳ. 観光

1－観光

＜方向性＞

町外者に向けての観光PRを推進するとともに、観光資源の更なる充実を図ります。あわせて、スポーツに関連した来町者を観光地や飲食店等へ誘導する取組を進めます。

(1) 観光資源の整備・充実

産業振興課が計画する農産物直売所等と連携し、エリア全体の活用が図れるよう調整を行います。	総合政策課
こゆ地域づくり推進機構と連携し、インバウンドを含めた観光客受け入れに向けた体験観光の課題の洗い出しを行います。	産業振興課

一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、地域おこし協力隊などがすすめる合宿誘致などを推進しながら、滞在型観光施設の施設整備の検討を行っていく。	総合政策課
こゆ地域づくり推進機構等と連携し、新田原古墳群周辺のソバ畑を活用したイベントを開催します。	産業振興課

(2) スポーツによる集客の推進

新富テゲバサッカースタジアムとフットボールセンターを中心とした「サッカーエリア」において、県サッカー協会や各種団体と連携し各種大会・合宿等の誘致を推進していきます。	総合政策課
県内外からの集客を図るため、商工会と連携して、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦での町内事業者の出店を支援します。	産業振興課
試合観戦の機運を高めるため、商工会や各種団体と連携し、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦に合わせて町内各所にテゲバジャーロ宮崎ののぼり旗を設置します。	産業振興課

(3) 観光PRの推進

本町の観光情報を広く発信するため、県内の道の駅等に観光パンフレットを設置します。	産業振興課
ファン層拡大を図るため、町内の観光スポット等の周遊を目的に「しんとみ生活充実アプリS!あぷ」を活用したスタンプラリーを開催し、町内観光地等の新たな発見や魅力の再認識を促します。	産業振興課
九州Jリーグホームタウン連携会議に参画し、町PRを積極的に行うとともに、ホーム戦でのスタジアム集客を支援し、町を訪ねる交流人口を拡大させ、経済効果につながる取り組みを行います。	総合政策課
域内の周遊を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを活用して、西都児湯地域の観光資源の情報発信を行います。	産業振興課
町内外からの集客を図るため、湖水ヶ池のハス及び座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信します。	産業振興課

数値目標

項目	R5目標値	担当課
◆認定農業者数	386名	産業振興課
◆町外からの農業参入法人数(累計)	5法人	産業振興課
◆新規就農者数(55歳以下)	12名	産業振興課
◆農産園芸に関するスマート農業活用件数	3件	産業振興課
◆新規畜舎建設数	2棟	産業振興課
◆バイオガス施設数	1箇所	産業振興課
◆ギャラリーしんとみ来客者数	6,000名	産業振興課
◆商工業振興補助金交付件数	15件	産業振興課
◆創業支援事業補助件数	4件	産業振興課
◆誘致企業等認定企業数	1社	産業振興課
◆町内雇用者数	6,550名	産業振興課
◆サッカースタジアム集客人数	42,500名	総合政策課

第5節 地方創生

まちづくり

新しい価値を生み出し、活性化するまち

この分野では、地方創生の取組を推進し、新しい価値を生み出し、活性化するまちづくりを通して本町が取り組む本年度の施策について記載します。

I. まちづくり

1- 移住・定住

《方向性》

移住・定住を推進するため、空き家の利活用による住む場所の確保に努めます。また、地域おこし協力隊の活用や就業支援による働く場所の確保など、移住支援に関する様々な支援体制の充実を図ります。

(1) 移住・定住の促進

住み続けたい、住んでみたいと思われるよう、各分野での総合的な施策を図ることにより移住・定住を促進します。	総合政策課
移住希望者が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、移住の検討に必要な広報手段を確立するとともにホームページなどで周知を行っていく。	総合政策課
ワンストップで移住希望者の相談に対応できるよう、スムーズに必要な情報の収集を行います。	総合政策課
今後の様々な分野での担い手となる人材の定住促進を図るため、地域おこし協力隊のコーディネート委託事業者と連携をはかり、試験的な取り組みにチャレンジしようとする地域おこし協力隊を支援します。	総合政策課

(2) 空き家対策

空き家を遊休資産化させないように、ホームページ等を通じて積極的に広報活動を行うとともに、空き家所有者への空き家バンクへの登録を進めていき空き家の利活用による地域活性化を推進していきます。	総合政策課
空き家バンクに登録された物件を利用希望者に情報が届くよう、町ホームページでの発信や、宮崎県移住支援センター等と連携した情報発信を行います。	総合政策課
遊休地の利活用推進のため、空き家の取り壊し支援や、空き地対策などについて関係各課と協力して調査研究に努めていきます。	総合政策課

2-関係人口・交流人口の拡大

＜方向性＞

本町にルーツや勤務経験等のある方々と長期的な交流を図ることや、町外在住者とともに地域課題の掘り下げを行う事業などにより、町の魅力を再発見するなど、関係人口拡大に繋がる取組を行います。また、滞在型観光が可能な施設整備や、芸術文化などを組み合わせた取組等を行うことで、来町しやすい環境づくり、交流人口拡大を図ります。

(1) 関係人口の拡大

新富町への移住に興味を持ち、地域おこし協力隊への応募を検討する方を対象に、新富町の魅力や新富町地域おこし協力隊の活動を、直接、新富町に来て体感してもらうことで地域おこし協力隊の採用に繋げるとともに、地域おこし協力隊への応募につながらなかった人と関係人口拡大に繋がられるよう地域おこし協力隊インターン制度の導入を行います。	総合政策課
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した新富町宿泊交流施設(旧富田小学校追分分校)において、関係人口拡大につながるよう、その運用を支援します。	総合政策課
町に関係する方との交流機会を重視し、トップセールスによる企業誘致や町との協業につながるよう、接触機会を創出します。	総合政策課
ふるさと納税の寄付にあわせ、町の情報を知ったり、足を運んでみようと思ったりできるよう、PRサイトや返礼品同封パンフなどを工夫します。	総合政策課

(2) 交流人口の拡大

一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が構築した体験型観光パッケージを修学旅行や企業研修、外国人観光など、広い分野で活用できるよう支援します。	総合政策課
令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、サッカーを中心とした大会や合宿誘致のほか、ワーケーション活用などを促します。	総合政策課
新富テゲバサッカースタジアムフットボールセンター供用開始に向け、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や町内での合宿等を誘致し、町を訪ねる交流人口を拡大させる準備を行います。	総合政策課
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。	総合政策課 産業振興課
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携し、体験、交流及び学びを軸とした体験交流型観光プログラムを作成します。	産業振興課

Ⅱ. ひとづくり

1-地域コミュニティ活性化

《方向性》

住民同士が助け合うことができる環境づくりを推進するため、自主的な地域コミュニティによる取組を支援し、コミュニティの継続と活性化に取り組みます。

(1) 地域コミュニティ活性化

転入者に対する自治会加入の魅力を発信するため、地区加入パンフレットの刷新を行います。	総務課
LINE公式アカウントや防災ラジオ等多様な方法を活用し、自治会加入の広報を行います。	総務課
地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査を行います。	総務課
地区間交流に向けたアンケート調査を行います。	総務課
出身地区や在住地区の職員を配置し、文書配布だけにとどまることなく地区との連絡調整に努めます。	総務課
まちづくり補助金のスタート事業枠・ステップアップ事業枠における支援を通し、自発的に地域を活性化する取組を行うための団体設立や検討を行う団体を支援します。	総合政策課
新たに補助金枠を創設し、自発的に地域を活性化する取組を継続して行うまちづくり団体の活動やイベントの開催を支援します。	総合政策課
自治公民館運営補助金による、自治公民館の円滑な活動を支援します。	基地対策課

Ⅲ. しごとづくり

1-魅力ある働く場の創出

《方向性》

町外に出た子や孫たちをはじめ、町外に住む人が「新富町に住んだら充実した生活がおくれる」と思える環境をつくるとともに、稼げる事業展開の創出や最新技術の導入促進等で仕事に対しわくわくできるような環境づくりに取り組みます。

(1) 成長産業育成の支援

商工業振興補助金を活用し、町内事業所が取り組む新商品開発を支援します。	産業振興課
成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。	総合政策課 産業振興課

(2) 新技術・デジタル技術の導入の促進

AI・ICT等の先端技術を組み入れた農業機械等の導入に関する情報提供や補助金申請のための支援を積極的に行います。	産業振興課
町内事業所が、一定の生産性向上が見込める先端設備等導入計画を策定した場合、町が計画を認定するとともに、取得した償却資産について、3年間課税を免除します。	産業振興課
行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。	総合政策課 産業振興課

数値目標

項目	R5目標値	担当課
◆移住希望者相談件数	10件	総合政策課
◆在籍地域おこし協力隊員数(R2以降累計)	42名	総合政策課
◆空き家バンク制度マッチング件数	5件	総合政策課
◆地域おこしインターン制度利用者数	5名	総合政策課
◆滞在人口率(休日・14時)	0.94%	総合政策課
◆自治会加入率	74.3%	総務課

第6節 ビジョンを実行するための行政の取組

I. 行財政運営

1-行政運営

＜方向性＞

ビジョンを着実に実行していくため、毎年度の実施計画とその検証を実施し、長期総合計画の実行性を確保し、町民への説明責任を果たしていきます。

限りある人材・町有財産を有効に活用し、時代やニーズに合った行政運営を常に模索しながらビジョン実現に向けた取組を行っていきます。

経営感覚をもった行政運営を行い、顧客である町民の満足度向上につながる取組を行っていきます。

多種多様な手段を活用し、町民にとって必要な行政とのやりとりや情報収集が負担なく行える環境を構築するとともに、町が知ってほしい情報が広く多くの人に伝わる環境の構築を行うことで、町民と行政が常に情報共有できる取組を推進します。

(1) 長期総合計画の実効性の確保

基本構想から基本計画に基づく施策について、毎年度の実施計画を本計画書でうたい公表するとともに、翌年度には、前年度の検証を行い公表します。	総合政策課
限られた人材を最大限に生かすため、職員の自己研鑽の機会の創出と組織活性化に向けた取組を進めます。	総務課
限られた人的資源を生かすため、長期総合計画の目指すべきまちの姿の実現に向けた取組を推進します。	総合政策課

(2) 行政運営の効率化

新規事業については、投資効果・緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策について積極的に取り組みます。	財政課
本格的な地方分権時代を迎えている中で、大きく変化する社会情勢に対応していくために効率的な行政改革を進めます。	総務課
業務処理状況を可視化し、業務量に応じた職員配置に取り組みます。	総務課
庁舎内の業務内容を可視化し、縦割り行政からの脱却を図るため、組織力向上につながる職場間の連携を推進します。	総務課
行政サービスのスリム化に努めるため、民間委託等を活用した事務の集約を推進します。	総務課
増大する町民ニーズに応えるため、社会情勢に応じた行政機構の見直しの必要性について適宜検討を進めます。	総務課

(3) 行政のデジタル化推進

高齢者のスマホ教室を開催し、高齢者のデジタルの活用を推進します。	総務課
現行システムと標準仕様との機能の比較分析(Fit&Gap分析)整理を行い、標準準拠システムにあわせた業務フローを作成します。	総務課
kintoneやEXCEL等の操作習得のため研修会を開催し、職員の人材育成に取り組みます。	総務課
マイナンバーカード普及のため、夜間休日開庁の回数を増やして取り組んでいきます。	町民課
Kintoneを活用し、紙ベースの書類等についてはデジタル化を図り業務の効率化を図ります。	
在宅勤務実施要領の改正を行い、場所を問わない柔軟な働き方を検討します。	総務課

(4) 開かれた行政の推進

町広報誌に加え、防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させ自然に情報が入るように取り組みます。	総務課
Sあぷ！やLINE、フェイスブックを活用し、幅広い世代に対応した情報を提供します。	総務課
積極的なユニバーサルデザインを取り入れながら、利用者に優しい行政サービスのデジタル化について調査研究に努めていきます。	総務課
行政保有データのオープン化に努めていながら、行政内部データの有効活用に取り組んでいきます。	総務課
人材育成基本方針に従い、町民福祉のさらなる向上を目指すため、時代の変化に対応し得る人材の育成を行います。	総務課
業務遂行する上で職員同士のコミュニケーションを図ることは不可欠であり、健康でより豊かな生活ができるように仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれる環境整備に取り組みます。	総務課
町民が参加できる議会を目指し、町民の声を広聴できるよう議会報告会等の取り組みを推進していくため補助・支援を行います。	議会事務局
議会に対するアンケート等により町民の意見を取り入れながら、読みやすくわかりやすい議会広報誌の作成に取り組みます。	議会事務局
ホームページ等にて、委員会活動や議会運営状況等の情報発信を行い、新富町議会の「見える化」を推進します。	議会事務局
町ホームページにて決算監査結果を公表し、開かれた行政づくりに取り組みます。	議会事務局
ICTを活用した議会運営の効率化や合理化を進め、町民にわかりやすい環境づくりに努めます。	議会事務局

(5) 広域的な行政連携

共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。	関係各課 総合政策課
------------------------------------	---------------

《現在行っている広域的な行政連携》

区分	名称
共同設置	西都児湯情報公開、個人情報保護審査会、西都児湯行政不服審査委員会、西都児湯公平委員会、西都児湯固定資産評価審査委員

	会、西都児湯いじめ問題調査委員会、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会、西都児湯障害認定審査会、高鍋・新富・木城介護認定審査会、(児湯5町)在宅医療・介護連携推進事業、こゆ成年後見支援センター、西都児湯消費生活相談センター
一部事務組合	東児湯消防組合、西都児湯環境整備事務組合
広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合

(6) 公共施設の適正管理

公共施設の適正管理に努めるため、新富町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、廃止・除却も含めた公共施設の方向性について検討を進めます。	財政課
維持管理の削減に努めるため、既存施設の計画的かつ予防的な修繕対策の実施と転換を行います。	財政課
新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら維持管理コスト等の縮減を図るため、新規の公共施設建設については、PPP/PFIや指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを活用します。	総合政策課

2-財政運営

〈方向性〉

ビジョンを実行していくため、積極的に財源の確保を図るとともに、健全な財政運営を行っていきます。

(1) 安定的な財政運営

新富町補助金の適正化に関するガイドラインを基に、必要に応じて補助金審査会の意見を聴取し、補助金の適正化を推進します。	財政課
行政コストの縮減を図るため、企業版ふるさと納税や連携協定等の活用するなど民間活力の活用を推進します。	財政課
活用の見込みのない遊休財産を売却し、歳入の確保と管理費の縮減に取り組みます。	財政課
短期的な費用対効果を求めるばかりではなく、長期的な視点も組み合わせ各種事業へ投資を行います。	財政課
各課の実施計画(検証)等による事業評価を基に、無駄のない財政運営を行います。	財政課
わかりやすい財政情報の公開を実施し、透明性の高い財政運営を行います。	財政課

(2) 財源の確保

令和4年度に導入したWeb口座振替サービスは、24時間PC・スマホから口座振替の申込みができるため、更なる利用促進に努めています。	税務課 会計課
地方税統一QRコードの導入をはじめとしたキャッシュレスによる収納が拡充されているため、関係各課と連携を図りながら、円滑な収納事務に取り組めます。	税務課 会計課
町財務活動管理方針に基づいた資金管理を行うため、資金管理会議を開催し、年次方針を定めます。	会計課

定期預金及び債権等の効果的な運用に努めるため、金融市場の動向に注視して運用を行います。	会計課
受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。	財政課 関係各課
各種補助制度などの積極的活用を推進します。	財政課
世代間の公平性に配慮し、地方債の活用に取り組みます。	財政課